

議第52号

三島市特別職の職員の給与の特例に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、三島市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年三島市条例第18号。以下「特別職の給与条例」という。）の規定に基づき支給される特別職の給料月額の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第2条 特別職の給与条例の適用を受ける特別職のうち、市長に支給する給料月額は、平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間、特別職の給与条例別表の規定にかかわらず、同表に定める額から当該額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、三島市職員の退職手当支給に関する条例（昭和37年三島市条例第13号）及び三島市職員の退職手当支給の特例に関する条例（昭和36年三島市条例第5号）の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

平成23年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士